

指針の更新（行政計画への格上げ）に関する検討・意見交換について

■前回市民活動推進委員会での議論の振り返り

◎結論

- 指針の更新に合わせ、行政計画に格上げする方針の認識を共有し、了承を得た。
- 市民活動推進委員会での議論を中心として、今後計画を作成していく。

◎議論内容の抜粋

- 指針を計画として位置付けるにしても PDCA のサイクルは必須であり、これまでの指針の実績の検証方法の検討もしなければならず、計画の評価方法も検討する必要がある。
- 現指針はコロナ禍前に作成されており、その当時のニーズと現在の状況は大きく変わっている。徹底したニーズ調査が必要であり、需要と供給のズレが生じないようにしなければならない。指針を作成した当時は考慮されていなかった内容は、次の検討で追加していくべきだろう。
- これまでの指針から計画へと見直すことについて、鎌倉市の総合計画等との関係をどのように位置付けるか。
- 検討時には、つながる鎌倉条例の検討時と同様に、市議会議員を交え、市民の代表と一緒に議論することも効果的であろう。つまりは計画を策定する際の過程も重要である。

◎上記のまとめ

- ・現指針による施策の評価を適切に行うこと
- ・新たにニーズ調査を行うこと
- ・市の総合計画との連携を行っていくこと
- ・計画策定の際には、どのように市民の声を集め、反映させていくかを意識して策定すること

■行政計画を策定する上での前提（企画課からの助言）

- 総合計画の施行を令和 8 年（令和 7 年度）1 月に控えているため、その後の令和 8 年（令和 9 年度）4 月に個別計画を施行したほうが、対外的には整理されている印象を受ける。しかし、現指針が定める施策の最長期間である 5 年を考慮すると、令和 7 年 8 月から 1 年近く間が空くが、指針のメリットである柔軟性を活かし、総合計画との連携を優先し、令和 8 年（令和 9 年度）4 月施行を目指したい。
- 今回の個別計画がいわば市の最上級の計画と一致・連携するように、計画を司る企画課と連携し、地域のつながり課の意見を反映させていく。

- 現在の指針では、指針に示す「具体的施策で達成されたもの」、「継続しているもの」、「未達成なもの」、これらが乱立していて整理ができていない印象である。例えば、全体の期間を5年としつつも、事業実施期間は2～3年として、残りの2年を見直し期間にしたり、施策の表記の仕方を工夫するなどの取組が必要である。実際に更新をかける際には注意してほしい。

■行政計画への格上げに関する具体的な議論内容について

共有内容は4点だが、本日委員にて議論いただきたいのは、主に2つ。

- ①現指針の施策の評価方法と、②ニーズ調査におけるアンケート設問について

（１）策定までのスケジュールについて

★大まかな実施内容は下記のとおり。詳細は別紙４－２－２のとおり

- ①鎌倉市市民活動推進委員会（年４回。進捗を踏まえ意見をいただく）
- ②市内の市民活動団体の活動状況に関するアンケートの実施・分析
- ③推進委員会ワーキングの実施
- ④素案の作成
- ⑤庁内意見募集
- ⑥意見公募手続
- ⑦最終版の作成
- ⑧市議会の報告

（２）現指針の評価方法について

★指針において実施した施策内容を評価し、行政計画へ引き継ぐもの、削除するもの、内容を更新するものを整理して、計画を策定する必要がある。

★下記事務局案に対して、ご意見をいただきたい。

▼評価方法における課題

- ①指針の施策を評価するための基準がない
- ②誰が評価するか明確でない
- ③指針の具体的施策の表記が整理されていない
（「～～を設置する」という単発で終わるものもあれば、「情報共有を行う」という継続していく内容のものがあり、評価基準が整理できない）

■事務局案

- ①” 事務局にて、後発ではあるが他市の事例などを参考に評価基準を設定。それを基準に評価する。（後発的な評価基準であるため、緩やかに、かつ柔軟性をもって評価）
- ②” 事務局が評価したものを、最終的に委員会に諮り、ご意見をいただく。（イメージは別紙４－３－３を参照）
- ③” 行政計画への引継ぎ、削除、更新に関しては、委員会とともにワーキングを別途開催し、専用の議論の場を設けて調整・検討を行う。（ワーキングの意見を集約し、事務局が作成し、再度委員会に提案する。）

（３）ニーズ調査の方法（アンケートの実施）

★アンケート調査において、追加したほうがいい質問の要素などのほか、事務局案のみに限らず、実施したほうがよい調査方法や内容なども含めてご意見をいただきたい。

■事務局案

- ① アンケート項目は、ベースとして令和元年の「市民活動団体の活動状況に関するアンケート」と同じ項目を活用し、当時と現在の差異を分析することで、ニーズ調査を実施する。
対象者は、センターへの登録団体、市内の NPO 団体、その他市民。
- ② ①に加え、在り方検討等の結果を踏まえ、実施したほうがよい要素を質問項目に追加する。

上記踏まえ、本日委員の皆さまに議論いただきたいのは、下記２点です

- ①「現指針の評価方法」に関する事務局案について
 - ②「ニーズ調査の方法」に関する事務局案について
- 事務局案に限らず、新たな視点のご意見などもご意見ください。

参考：指針に関する基礎情報（前回委員会資料の抜粋）

■「市民活動と協働を推進するための指針」とは

以上

- 平成 31 年 1 月施行の「つながる鎌倉条例」の制定に伴い、附属機関鎌倉市市民活動推進委員会において、“市民活動及び協働の推進に関する具体的な施策の方向性や考え方”を示す指針の策定に向けての審議と、まとめ

■前提

- 指針で定める具体的な施策のうち、中期的に実施するものは 3～5 年。
- 令和 6 年には、指針を策定してから 5 年を経過するため、指針（具体的施策）の更新が必要。
- 具体的施策の更新の際は、これまで達成したもの、必要な施策の変化などを精査し、第 2 期の指針を令和 6 年度中に作成しようとするもの。

■第 1 期指針の策定までの過程

①鎌倉市市民活動推進委員会

令和元年度中に委員会を 4 回開催し、内容について議論を行った。

②鎌倉市市民活動推進庁内検討委員会

庁内検討委員会を 2 回開催し（うち 1 回は資料提供のみ）、議論を行った。

③市内の市民活動団体の活動状況に関するアンケートの実施

本調査は、つながる鎌倉条例の制定に伴い、団体の活動状況を把握し、持続可能な活動環境整備のための基礎資料とすることを目的に実施した。

④庁内意見募集

令和 2 年 2 月 12 日から 2 月 26 日の期間で実施した。

⑤意見公募手続

令和 2 年 3 月 18 日から 4 月 17 日の期間で実施した。

【参考】 指針における具体的な施策（原本から抜粋）

市民活動や協働の推進に、必要と考えられる施策は次のとおりです。

財政状況、あるいは制度上の課題により、実現までに時間を要する施策も含まれていますが、弾力的に対応するとともに、重点施策や優先度を設定し、着実に進めていきます。

また、施策間で関連するものもあり、関連性やつながりを持たせながら、施策を展開していきます。

※各施策の緊急度や重要度、費用を総合的に評価して分類しています。

分類	説明
I (重点施策)	優先度が高く、短期的（１～２年）に実施していくもの
II	ア 優先度がやや高く、中期的（３～５年）に実施していくもの イ 現状の取り組みを継続しながら、充実を図るもの
III	十分に検討しながら、段階的に実施していくもの

（１）活動の場の提供に関すること

市民活動団体等の活動拠点の確保

・民間施設等の活用に向けた協力体制の構築【Ⅰ】＜重点施策＞

様々な情報を収集し、民間事業者の会議室、コワーキングスペースや市内の福祉施設等の活用を図り、新たな活動の場を創出します。

・公共施設の有効利用【Ⅰ】＜重点施策＞

公共施設の会議室やフリースペース等を有効活用できるよう検討します。

（２）財政的支援に関すること

ア 市民活動団体等の活動資金の確保

・市民活動を支援するための基金の設置【Ⅰ】＜重点施策＞

市民活動支援に充てる財源を確保していくために寄附金を活用した基金を設置します。

・ふるさと寄附金の活用や寄附金付き自動販売機の設置等【Ⅱ-ア】

市民等から市民活動団体等への寄附を促進する環境づくりを進めます。

イ 活動に伴うリスクの負担に対する支援

・市民活動補償制度【Ⅱ-イ】

市民活動団体等が安心して活動を行うために、活動中に指導者や活動者が怪我をしたり、他者に怪我をさせるなどの事故が発生した場合に補償する制度です。市が保険会社と契約して保険料を負担することで、市民活動団体等の負担が軽減されます。既に運用しており、制度の周知と充実を図ります。

(3) 情報の提供に関すること

ア 市の事業についての情報提供

・個別に実施している協働事業に関する情報の集約と提供【Ⅱ-ア】

・新たな協働事業の提案や活動の参考となるような事業に関する情報提供【Ⅱ-ア】

新たな協働事業の提案や活動の参考となるよう、各部署で実施している協働事業や市民活動団体等へ委託している事業の内容とその実績などの情報を集約し、提供します。また、市が抱えている課題についての情報を公開し、協働で取り組む可能性を探ります。

イ 市民活動団体等の情報の収集と提供

・市民活動や地域の活動の状況や課題を把握するためのアンケート調査等の実施【Ⅱ-イ】

市民活動団体等の支援や協働の施策を検討するため、市民活動団体等の活動内容や運営状況、課題の把握をしていきます。

・市民活動団体等や団体の活動内容に関する情報の提供【Ⅱ-イ】

市民活動団体等もその公益性から組織や運営の透明性を確保していくことが必要です。

ウ 活動資金確保のために必要な情報の提供

・民間の基金や助成金、申請のノウハウ等の情報提供【Ⅱ-イ】

企業や財団など民間から市民活動に対する助成金について、助成金の種類や申請時期、申請方法などの情報を中間支援組織などが、情報を収集し市民活動団体等に向けて情報提供をしたり、申請の相談受付やノウハウの支援ができるようにしていきます。

エ 利用できる施設や設備の情報提供

・市民活動団体等が活動のために利用できる会議室や設備、貸出備品の情報提供【Ⅱ-イ】

オ 利用しやすい形での情報提供

・ホームページやSNS、メールマガジン、広報紙など、対象に合わせた効果的な方法での情報提供【Ⅱ-イ】

情報を受け取る市民等や市民活動団体等が利用しやすい媒体による情報提供を行います。

(4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること

ア 活動を始めるための環境づくり

- ・世代に関係なく市民活動や協働について理解し、考えるためのワークショップや市民活動の体験、インターンシップ等の実施に向けた仕組みの構築【Ⅱ-ア】

これまで市民活動に参加したことがない人でも、自分ができることを考えて行動していくための支援や市民活動の支援者を増やすための広報、啓発を行います。

また、子どもの頃から地域活動に参加し、地域課題をジブンゴトとしてとらえ、自ら行動するきっかけとなる機会の提供に努めます。

イ 活動をより充実させるための支援

- ・組織の運営に関する講座や専門相談の実施【Ⅱ-イ】

市民活動を開始しようとする段階や活動を継続させようとする段階などに応じて、専門的な相談に対応できる体制を作ります。

(5) 市民活動団体等がその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること

ア 市民参画機会の提供

- ・市民や市民活動団体等の参画が施策につながる仕組みづくりの検討【Ⅲ】

市民等が自分のできる方法でまちのために行動したり、ワークショップなど多様な方法で政策提言することにより、市の施策や事業に参加、参画する機会の提供に努めます。

イ 市民活動団体等が市の事業を行うための新しい仕組みづくり

- ・市民活動団体等がもつノウハウや特性、市民等のアイデアを活かした方法で市の事業を実施する仕組みの構築【Ⅱ-ア】

市民活動団体等が実施することにより、迅速かつ高い効果が期待できる市の事業を市民活動団体等が担える仕組みづくりを進めます。

(6) 中間支援組織との連携に関すること

多様な中間支援組織との連携

- ・中間支援組織同士が交流する機会の提供や連携するための仕組みづくりの検討【Ⅲ】

様々な活動分野の中間支援組織が連携することにより、支援先の団体との関係性の強化だけではなく、多様な主体をつなぐネットワークが強化され、協働の担い手が増えることが期待されることから、中間支援組織同士のネットワーク（連携）の強化に努めます。

(7) 協働に関すること

ア 市職員の意識向上

- ・ **協働事業に関する手引き（職員向け）の作成【Ⅰ】＜重点施策＞**

市職員が、市民活動や協働について理解を深めるための手引きを作成します。

- ・ **協働研修の実施【Ⅱ-イ】**

市職員が市民活動団体等の活動に参加するなど、直接交流する機会を増やし、市民活動や協働に対する理解を深めるため、既に若手職員を対象としている研修だけではなく、中堅職員や管理職にも対象を拡大し、実施していきます。

イ 協働事業を行う団体の支援

- ・ **協働事業に関する手引き（市民向け）の作成【Ⅰ】＜重点施策＞**

市民等が、行政との協働について理解を深めるための手引きを作成します。

- ・ **協働コーディネーターの配置【Ⅱ-ア】**

協働事業を行う上で必要な法制度や行政計画、市の予算の仕組みなどに関する知識や情報を市民活動団体等に提供し、団体をサポートするコーディネーターを設置します。

ウ 協働事業の定期的な見直し

- ・ **協働事業に関する制度の見直しや在り方の検討【Ⅰ】＜重点施策＞**

現在、実施している相互提案協働事業や各課が独自で行っている協働事業について、広く意見を聴きながら、より良い公共サービスを提供するため、協働に関する制度の見直しや在り方を検討します。

エ 協働事業の評価・検証

- ・ **協働事業の評価・検証に関する仕組みづくり【Ⅱ-イ】**

協働事業として取り組もうとした経過（プロセス）や協働事業として取り組んだ結果について、第三者の視点も含めて、評価・検証することにより、地域にどのような効果があったかなどを把握し、協働の成果を高めることや時代のニーズに合った協働に取り組むことができるため、評価・検証する仕組みの充実を図ります。